

(写)
3西監第169号
令和4年2月1日

西東京市議会議長 保谷 なおみ 殿
西東京市長 池澤 隆史 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 佐藤 公男
(公印省略)

令和3年度財政援助団体監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 給付費交付団体 施設名：たけのこ保育園
事業者：株式会社KENSAN
- 2 所 管 課 子育て支援部保育課

第3 監査の範囲

たけのこ保育園へ交付した令和2年度の小規模保育給付費（以下「給付費」という。）に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和3年8月2日から令和4年1月28日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

たけのこ保育園については、給付費が給付目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか、また、子育て支援部保育課については、給付費の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 説明聴取 令和3年11月18日 実施場所：監査委員室
- 2 講 評 令和4年1月14日 実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

- 1 たけのこ保育園
 - (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と給付費交付事務所管課へ提出した給付費の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
 - (2) 給付費等交付申請書の提出及び給付費の請求、受領は適時に行われているか。
 - (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、給付費が給付対象事業以外に流用されていないか。
 - (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - (5) 給付費に係る収支の会計経理は適正か。

- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

2 子育て支援部保育課

- (1) 給付費の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 給付費の交付目的及び給付対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 給付費に関する条件の内容は明確か。
- (4) 給付費の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 給付費の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 給付費交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第9 たけのこ保育園の概要

1 事業者

株式会社KENSAN

2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 保育を必要とする乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）及び保護者の意思及び人格を尊重するとともに、当該利用乳幼児の立場に立った保育の提供に努める。
- (2) 利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うため、家庭との連携を図るものとする。
- (3) 職員は、保育の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者に対し保育を提供する上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

3 認可年月日

平成27年4月1日

4 事業内容

- (1) 定員 19人
- (2) 開所時間 午前7時から午後7時まで
- (3) 休所日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

- 5 施設の概要

保育室	92㎡（うちほふく室 21.4㎡）
調理室	6㎡
幼児用トイレ	3.3㎡（便器数3）
沐浴室	4㎡
その他	25.2㎡

6 職員体制（令和2年4月1日現在）

- (1) 常勤職員 6人（施設長1人、保育士5人）
- (2) 非常勤職員 19人（保育士16人、調理員3人）

7 収益・費用の状況

たけのこ保育園の令和2年度の売上高は62,962,050円、販売費及び一般管理費は62,274,182円であり、営業利益は687,868円である。

第10 市との関係

市は、子ども・子育て支援法及び西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱などに基づき、給付費を交付している。

なお、令和2年度におけるたけのこ保育園に対する給付費の交付決定額は53,098,890円で、精算額は0円であった。

第11 監査の結果

この監査において、市がたけのこ保育園に対し交付している給付費については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。

1 個別的指摘事項

(1) たけのこ保育園

特に指摘する事項はない。

(2) 子育て支援部保育課

特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では特に指摘する事項もなく、たけのこ保育園が、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童対策など、市の保育行政に大きく貢献していることを評価するものである。保育課においては、引き続き、他の保育園も含め給付費の支給について、適正に執行されるよう努められたい。

今後とも、子ども・子育て支援法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ため、一層の事業効果を挙げられたい。